

広島県告示第二十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十七年一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行つた者の名称

東広島市

二 調査を行つた期間

平成十五年十月から平成十七年十一月まで

三 成果の名称

東広島市地籍図及び地籍簿

四 調査を行つた地域

東広島市豊栄町別府の一部

五 認証年月日

平成二十七年一月九日